

倫理規程

制定日	2024年6月12日
施行日	2024年7月1日
改定日	—
決裁機関	理事会
管理番号	K023
版	第1版

一般財団法人 南西地域産業活性化センター

目 次

1	前文	
2	組織の使命及び社会的責任	第 1 条
3	基本的人権の尊重	第 2 条
4	法令等の遵守	第 3 条
5	私的利益追求の禁止	第 4 条
6	利益相反の防止及び開示	第 5 条
7	特別の利益を与える行為の禁止	第 6 条
8	情報開示及び説明責任	第 7 条
9	個人情報保護の保護	第 8 条
10	改廃	第 9 条

倫理規程

(前文)

一般財団法人南西地域産業活性化センター（以下、「本財団」という。）は、沖縄県並びに鹿児島県奄美市及び大島郡（以下「南西地域」という）における産業の活性化及び産業の地方への分散を図り、もって我が国経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

このような認識のもと、本財団は、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主的な行動基準として、以下の倫理規程を制定し、その遵守と実践を行うものである。

本財団の役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

(組織の使命及び社会的責任)

第1条 本財団は、その設立目的に従い、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

(基本的人権の尊重)

第2条 本財団は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(法令等の遵守)

第3条 本財団は、関連法令及び本財団の定款、倫理規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。なお、暴力団等反社会的勢力とは一切の関係を排除し、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした態度での対応を徹底しなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第4条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない

(利益相反の防止及び開示)

第5条 役職員は、その職務の執行に際し、本財団と利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示を行うとともに、本財団が定める所定の手続に従わなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第6条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第7条 本財団は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第8条 本財団は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。